

「史料紹介」

寛政元年己酉十月十五日

御関所万歳帳書抜（読み下し）

中村正己

はじめに

本史料は、江戸時代中期の関宿関所の管理に関する記録を書き上げたものである。関宿関所は、幕府が全国的に公設した関所五十数ヶ所の一つであった。その管理は関宿藩が任され、同藩から番所役人を交代で派遣し、運営をおこなっていた。

また、関宿関所通行の取扱い規定や方法については、林保氏によって『関宿町史研究』創刊号（昭和六十三年三月三十一日関宿町教育委員会発行）に所載されている。

御留守居様方御尋ねの一件。加藤様宅え月番当人申し来たさるべく旨、十四日晚参り候処、御用番下川邊新七郎殿切して見られず仰せ渡され候旨、此書付従い大久保大隈守殿江戸御屋敷江遣わせられ候。写し相渡し候間、当関所懸檢の儀、番人申し寄り合ひ遂に僉儀大略書紀これ差し出すべく由、仰せ聞かされ候由、齋委曲演説致され候。早速廻状仲間中江これ遣わし、翌十五日御関所江惣番人並びに手形改残らず相集る。跡々従う所これ有

り来たる覚書、又御請け取り以後の控帳を以て各吟味これ書記仕る。月番兩人則ち新七郎殿江持参仕り差し出し候。御急ぎの儀ニ御座候間、□書ハ仕らず候。下ケ札差し上げ候由御断り申し達し候処□書ハ此方にて仰せ付けらるべく候由、仰せ付け候故、月番兩人罷り帰り、大久保大隈守様ヨリ御書付写し遣わされ候。

註

(1) 関宿藩士の加藤求馬之助。

(2) 関宿藩家老・下川邊家の四代目新七（郎は誤りカ）。

(3) 大久保忠香。江戸幕府の勘定奉行で、千六百石を知行する。

(4) あわれみ。

(5) 詳細。

一 前方御差し出し御関所高札切けして見られず、御條目御定書等の外、下同断書付御差し出し成さるべく候。但し御条目下同前これ無く儀ニても、御関所古法の改め来たり候。下同前これ有り候は、是又其の訳書付遣わさるべく候。

一 御関所夜中通り候儀、御定めこれ有り候哉の事。但し御留番所ニても女並びに武具等に右の趣を以て、附御留番所ニても女並びに武具等相改め候所は、右の趣を以て委細差し戻す。以上。

右の御書付の写し相応仕り候様書付仕り候て、御用番新七郎江差し出し候。御書付の覚え御関所改めの書付留下切して見られずへ仕り度候。御通り下され候旨、月の者申し候旨新七郎殿江相窺われ候處、控帳に書き載せ申し候ニハ及ばず候。

右の趣応え御尋ねの旨書付指し出し候と書留差し置き申し聞かされ候。これより書留これ無し。

正徳五乙未年

二月十七日

月番

平手喜平

林角左衛

一 御用番下河邊新七郎殿物頭月番堀団七、御広間月番池田九左衛門・伊吹織右衛門江仰せ聞かされ候へ、御関所改帳牧野備前守様ヨリ置き渡り帳是ほど入り混じり見分けがたき候間、直し候様、下略

右改帳同年四月廿六日出来る。

註

(1) 関宿藩士。家禄百五十石。

(2) 関宿藩士。家禄百五十石。

(3) 関宿藩士。伊吹家の二代目、拾五人扶持。

(4) 第十五代関宿藩主・牧野成春。在城期間は、元禄八年(一六九五)から宝永二年(一七〇五)迄。宝永二年(一七〇五)三月二十五日卒、享年二十五歳。

若し御年寄井伊兵部少輔様仰せ渡され候由、御目付坂部十郎右衛様ヨリ御達書の控え

覚え

一 諸国(御関所 欠カ)御目見以下の者通行の節、下乗り改め罷り通り申べく兵部少輔殿仰せ渡され候。これにより申し達し候。以上。

六月五日

坂部十郎右衛門

久世隱岐守殿

御留守居

註

(1) 江戸幕府大老・井伊掃部頭直該。

(2) 御目付・坂部十郎右衛門。

(3) 第十七代関宿藩主・久世暉之。在城期間は、享保五年(一七二〇)から寛延元年(一七四八)迄。寛延二年(一七四九)八月十八日卒、享年五十一歳。

右御書付御目附廻番浅野唯蔵様持参す。御年寄御月番杉山市太夫殿仰せ渡さるべく候旨、尤も御関所於差而相改め候ニは申すに及ばず候旨、仰せ聞かされ候旨、是亦申し聞き候。

六月八日

河口大治

浅井岩之介

大里直七

註

(1) 関宿藩士。浅野家の四代目、家禄八十石。

(2) 関宿藩家老。杉山家の四代目、家禄四百五十石。

覚え

諸国御関所御目見以下は通行の節下乗り致し罷り通り候様、兵

部少輔殿仰せ渡さる。諸家中の義も御目見仕らず候家来者下乗り仕り候様仰せ渡され候。尤も右家来の御目見も仕り候者ハ、是迄の通り駕籠ニテ罷り通り候様仰せ渡され候。これに依り御達し申し候。以上。

坂部十右衛門

七月

右御書付御目附廻番中村傳之丞持参ニ付、御定め番帳江張り置き候。尤も先達而御書付市太夫殿ヨリ御達しの節御差図これ有候間、改方の義傳之丞を以て御月番弥兵衛殿江相伺いの処、当時差し出さる書面の通り相心得申す旨御挨拶旨傳之丞申し聞き候。これに依り最初出した御書付は用あらずニ相成り候。

此趣ニ而ハ御目見仕らず候御家来、駕籠ニ而相通り候節おろし候様相心得候事。

但し十九日何れの御沙汰これ有り。

七月十七日

伊澤又蔵

中根小次郎

大里直七

註

(1) 関宿藩士。中村家の五代目。

大目附桑原伊豫守様ヨリ御尋ね左之通り

一 関宿御関所法度方者格別御目見御直参御三家様御家来陪臣の面々駕籠の戸明け乗輿ニテ罷り通り候節其の俣御擬定候哉。又ハ下乗り致し罷り通り候様申し達し候。この旨御擬定め候哉。是迄御関所取り計らい候趣御尋ねニ付御請書の覚え。

御関所御高札の定め

大嶋肥前守様江差し出し候御関所改方定め法ケ條

右ケ條の趣、相守り平日取り計らい来たり申し候。然る処当七月中坂部十郎右衛門様御渡しなされ候御書付の趣ニ而ハ、右御差別もこれ有り候間、左の通り相心得罷り在り候。一 諸国御関所御目見以下の者通行の節、下乗り致し罷り通り候様、兵部少輔殿御渡される。

諸家中の義も御目見仕らず。家来は下乗り仕り候様仰せ渡され候様、尤も右家来の内御目見も仕り候者ハ、是迄の通り駕籠ニ而罷り通り候様仰せ渡され候。これに依り御達し申し候。以上。右の趣、此度御差図御座候ニ付、以来改方差別仕り候。是迄御関所改方御擬定め趣者、前文の箇条の通りニ差別御座無候。以上。

七月桑原伊豫守様御尋ねの趣御書付昨二十四日中田数馬・加藤又五郎・内田十太夫当番の節、浅野唯蔵持参ニ付、翌二十五日田辺文弥宅江寄り合相談相認め、其の日直ぐに堀団七を以て御用番小嶋弥兵衛殿江差し出し候事。

坂部十郎右衛門ヨリ御切り紙ヲ以て左の通り

諸国御関所御目見以下の者通行の節、下乗り致し罷り通り候ニ付、兵部少輔殿仰せ渡され候ニ付、先達而心得たり申し達し候義ニ付、陪臣の分者御目見仕り候共、是迄の通ニテ別ニ相替え義これ無く候。諸家中の義は先達而御関所江心得方申し達さず候得共、間違ひこれ無く様猶又心得たり申し達すべく置くの旨、兵部少輔殿江相伺い候所、伺いの通り仰せ渡され候、これに依り申し達し候。以上。

七月二十九日

御留守居

右御書付御目附桑原左兵衛殿持参ニ付写し置き候而、本書ハ差し戻し申し上げ候。

八月三日

香取喜又

註

田辺文弥  
大里直七

- (1) 大目付・桑原伊豫守。
- (2) 大嶋義也。元禄十二年(一六九九)、長崎奉行に就任する。享保八年(一七二三)卒、享年六十四歳。
- (3) 関宿藩士。中田家の五代目正鋒。家禄百九十六石。
- (4) 関宿藩士。加藤家の五代目で、別名左次郎。家禄百五十石(筆者旧姓の祖)。
- (5) 関宿藩士で、先手物頭。
- (6) 関宿藩士(桑原左平太の誤りカ)。家禄六十石。

昨日御詰め本田伯耆守様衆ヨリ下手紙ニ而到来す。  
御目附坂部十郎右衛門様御達し成され候由、御書付写し  
一 御関所通行の義ニ付、兵部少輔殿江猶又御趣意相伺い候所、以来御目見仕り候家来は一同駕籠ニ而罷り通り候様相達し候訳ニてハこれ無く、唯今マデ御目見仕り候陪臣の内ニハ駕籠ニ而通り来たり候義これあるべく候間、右の分者是迄の通りニ而相替え義これ無き事に候旨仰せ聞かされ候。これに依り猶又御心得たり御達し申し候。以上。

覚え

昨日御詰め本田伯耆守様衆ヨリ下手紙ニ而到来す。  
御目附坂部十郎右衛門様御達し成され候由、御書付写し  
一 御関所通行の義ニ付、兵部少輔殿江猶又御趣意相伺い候所、以来御目見仕り候家来は一同駕籠ニ而罷り通り候様相達し候訳ニてハこれ無く、唯今マデ御目見仕り候陪臣の内ニハ駕籠ニ而通り来たり候義これあるべく候間、右の分者是迄の通りニ而相替え義これ無き事に候旨仰せ聞かされ候。これに依り猶又御心得たり御達し申し候。以上。

坂部十郎右衛門

八月六日

註

- (1) 関宿藩士で、物頭(河原田庄蔵の誤りカ)。家禄百石。

中川造酒之介  
河原田定蔵  
拔並仁三郎

八月四日

木村<sup>2</sup>正右衛門  
亀井<sup>3</sup>左仲  
新井<sup>4</sup>武助

註

- (1) 関宿藩家老。家禄三百石。
- (2) 関宿藩家老。家禄四百石。
- (3) 関宿藩士。亀井家の六代目で、郡治常貞の妹婿(分家)。家禄百石。
- (4) 関宿藩士で、先手物頭。

一 坂部十郎右衛門ヨリ去る六日御書付御達し成され候。御目附桑原左平太持参の処、趣意相分け兼ね候ニ付、御物頭廻番船橋傳太夫ヲ以て川越友右衛門殿江相伺い候処、やハリ御高札の通り相心得罷り在り候様ニて仰せ聞かされ候の旨、同人申し聞かされ候。

出水ニ付、伺い延引の事

八月十三日

河合<sup>2</sup>大次  
中根<sup>3</sup>小次郎  
大里<sup>3</sup>直七

註

(1) 関宿藩中老・船橋随庵の二代目祖である。家禄百五十石。

(2) 関宿藩士。家禄百五十石。

(3) 関宿藩士で、物書・手形改。十七俵二人扶持。

御預り御関所諸家中駕籠にて罷り通り候分これ承る。替え申すべく旨、兵部少輔殿仰せ渡され候。これに依り其の趣認可差し越さるべく候。この段申し達し候。以上。

八月十六日

坂部十郎右衛門

御留守居

追啓御被りの上御徒目附当番所相返さるべく候。以上。

右の趣御目附廻番浅野只蔵持参ニ付写し置き本書差し戻す。

八月十九日

遠山<sup>一</sup>李之丞

河原田定蔵

新井武助

註

(1) 関宿藩士。家禄二百七十石。

右御目附坂部十右衛門様御尋ねの趣、御請書の覚え。

御関所御高札の定め

一 乗物ニ而通り面々、乗物の戸を開き通し

下略

大嶋肥前守様江ヶ條別帳文言有り。

右の御定めニ御座候得ハ、諸家中の者駕籠尔て罷り通り候分、唯今迄改方何れの差別これ無く御坐候。已上。

八月

右の通り、中間寄り合いの上相認め差し出す。

八月十九日

遠山李之丞

河原田定蔵

新井武助

一 先達而坂部十右衛門様ヨリ御尋ね書来たり候ニ付、御請書差し出し候処御差し戻シ、又候御年寄中ヨリ下ヶ札にて御渡し成され候書付の写し左の通り。

一 先達而坂部十郎右衛門様ヨリ御尋ねの趣は、御関所諸家中駕籠ニテ罷り通り候分、諸御達し差し出すべく旨これ有り候処、御番方認め出し候趣、駕籠ニ而通り候分、是迄改方何れの差別これ無く旨ニ候得共、此紙面にては御尋ね上相違ニこれ有る者、駕籠ニて通り候分認め出し候様ニとの御尋ねニ候得共、駕籠ニ而通り候者これ無く候とか、又ハ御定め法の通りにて候間、駕籠ニて誰々様御家来、何の誰・何年・何者義御駕籠ニて罷り通り候と申す義、日記ニも留め置き申さず故、駕籠ニて罷り通り候。諸家御家来も御座候得共其節の御主人様並びに御家来者名前等相知シ申さず候。御方これ無きニては相分かり難く候間、右の趣猶又相尋ね委細早々差し出し申し越し候様ニと。以上。

右の書付物頭廻番山口軍兵衛持参。

九月朔日

高木<sup>二</sup>衛守(了)

館多宮

拔並仁三郎

右ニ付、加藤又五郎方へ仲間寄り合い評議の上、御請け相認め御物頭軍兵衛方へ差し遣わし候処、翌日山口宅江仲間寄り合い呉候様二月番江申し聞かされ、これに依って何とも罷り越し御請書差し出し候処、御月番弥兵衛殿差し戻さ

れ候ニ付、又候仲間寄り合い再び御請書弥以て物頭山口軍  
兵衛方へ月番ニ以て差し出し候事。

註

- (1) 関宿藩士で、物頭。家禄百五十石。
- (2) 関宿藩士（高木衛了の誤りカ）。家禄百五十石。

再御請書の覚え

一 駕籠にて相通り候分御尋ね御座候へ共、是迄右の御擬定め  
茂定め無き間、駕籠にて相通り候者もこれ有るべく候得共、  
誰と申す義書留も無く御坐候。関宿御関所儀ハ御目見茂仕り  
候者通行少なく御坐候故、誰々相通り候と申す義これ無く御  
坐候処、先頃兵部少輔様仰せ渡され候。御書付の御趣守りニ  
而取り計らい、諸陪臣格別家柄御目見茂仕り候者ハ、駕籠ニ  
而相通り候心得ニ而罷り在り候。右の外ニ而人躰ニより駕籠ニ  
て通行ハ外御関所も下乗り無く、相通り候哉。この旨承り  
候上、相通り候心得にて罷り有り候。以上。

九月日

御伺い書の覚え

此度坂部十郎右衛門ヨリ御尋ね御座候ニ付、改方猶又吟味仕り  
候処、当関所諸家中駕籠にて罷り通り候分、名前相弁え罷り在  
り候ニ付、右の処相心得罷り在り申し度奉り存じ候。これに依  
り奉り伺い候。以上。

九月五日

右の両様山口軍兵衛を以て御用番小嶋弥兵衛殿江差し出し候  
処、御請け取り相済み候。

註

- (1) 関宿藩家老。家禄四百石。

仮御番所引越覚え

正徳六丙申年

一 江川村ヨリ向かしの方江通りの札女の儀、長船にて御関  
所江差し出し置くニ向江越し申すべく候。罷り帰り候節ハ  
御関所にて札受け取り長船にて渡り申すべく候。尤も向か  
しヨリ江川村江参り候札女も右にて准事、尤もこれに依り  
江川村ヨリ向かしへ女直ちニ通りこの用儀停止申し付ける。  
一 御関所仮番所江引越候ニ付、大切成ル書物等これ在り候  
間、御関所遠近の者、別して火の本（元カ）入念の様ニ  
急度申し付くべく旨、江戸町名主内河岸平左衛門江申し渡  
し候。

一 渡り船■来たる内に付、江戸の方ヨリ■者御関所へ手形  
上ケ御断り申し上げ候様ニと申し聞くべく候旨、船頭共へ  
申し付け候。尤も万端入念の様ニ申し付く。

一 上り船御関所前船改め場所、本番所与違ひ候間込み合  
申さず。御関所作法能く前へ上り船着き改め請け候旨、右  
上り舟の船頭共申すべく内かし、向かし庄屋共へ申し付け  
候。

右の趣両河岸庄屋共申し付け、船頭共江茂直ちニ申し渡し  
候事。

一 仮番所江引き移り候ニ付、下目付酒井林平江引き渡し候。  
尤も仮御番所へ引越候義、廻番渡部弥次兵衛御家中へ申し  
達し候。

五月朔日

当番朝

宮部平作

伊吹勝右衛門

夕 船橋伝太夫

中田与右衛門

註

朝 平松傳藏

辻村安兵衛

なり候申し聞く旨。

申五月二日

当番 田中源太郎

本多又助

平松傳藏

(1) 現茨城県猿島郡五霞町。

(2) 向河岸は関宿三河岸の一つで、江戸川右岸にあった河岸である。明和八年(一七七七)の記録によると、家数は五十三軒で、二百人余の人が住んでいた。本河岸より北側の少し下流に、関宿関所が設けられていた。

(3) 高瀬船や艀船が考えられる。

(4) 江戸川左岸にあった河岸である。安永三年(一七七四)の河岸問屋に関する取り調べによると、内河岸・向河岸・向下河岸の河岸問屋が合計三十五軒で、内河岸には九軒の河岸問屋株が認められていた。運上金は一軒当たり百五十文を納めていた。

五ヶ村ヨリ駆け付け候御雇いの者共、夜中に限らず川舟にて罷り越し北番所へ罷り越し、御城内駆け付けの者と断り罷り通り候旨、勘定頭中ヨリ改めこれ有り候由、戸板六兵衛書付持参候事。

右の趣、北番所江も書付申し付け候。

申ノ五月四日

物頭 古(吉 カ)川兵左衛門

当番 由岐又右衛門

本多(田 カ)又助

横辺源藏

正徳六丙申年 家綱公有る也、(章脱)院様也

一 公方様去る晦日御他界遊ばされ、紀州様御本丸江入れさせらる。鳴り物停止し、万端火本(元 カ)お心御念じ入れらるべし。この段御家老中申し通し候様仰せ付けられ候者、已上。

右の通り、御目附中・下目附鈴木瀬兵衛ヲ以て申し越し候。

申五月二日

当番 関金次郎

石塚清助

横辺源藏

註

(1) 第四代將軍・徳川家綱。

(2) 第八代將軍・徳川吉宗。

(3) 関宿藩士(吉川兵左衛門の誤りカ)。

(4) 関宿藩士で、取次役。家禄百五十石。

(5) 関宿藩士(本田又助とも伝えられている)。家禄百石。

一 公方様去る月晦日御他界遊ばされ就き候。御関所の儀は、場所柄ニ候間相慎み、火の本(元 カ)随分入念申し付くべく候。今日従(より)物頭壺人ツツ、朝夕差し控えられ泊りはこれ無く由、則ち古(吉 カ)川兵左衛門結番罷り

物頭、五月十五日切にて御関所結番相正し申し候。

五月十五日

当番 宮部平作

間瀬忠八郎

中嶋伝右エ門

死骸御関所通し候覚え

大坪惣内手代吉田嘉助妹、江府従（より）嘉助方江罷り歸り候処、病氣養生相かなわず向河岸にて相果て候。死骸御関所相通し候様御証文奉り願ひ候。後日の為仍而如件。

正徳四申午九月十六日

今関兵助

下河邊新七殿

勤番 下枝席七

亀井清左衛門殿

船橋伝太夫  
辻内安兵衛

表書の吉田嘉助妹死骸、御関所相違無く相通るべく候。已上。

世喜宿御関所

亀井清左衛門

当番中

当番切して見られず

註

- (1) 関宿藩士で、代官。扶持四十俵二口。
- (2) 関宿藩士で、町奉行。扶持十五俵二口。
- (3) 関宿藩士で、金方。
- (4) 関宿藩家老。家禄五百石。

正徳五乙未年

手負御関所江参り候節取扱い

一 土井豊前守様、松田彦次郎様御領分下野下切して見られずカバ崎村百性三人手負、外ニ七人猿田河岸下同土右の者共御評定所ヨリ手負召し連れ罷り越す様ニ召状参り候ニ付、船ニ而江戸へ参り度旨にて断り申し候。侘び申し候証文持参仕らず、御判の召状ばかり持参致し候。これに依り慥成証文持参致候共、船にて手負江戸遣わし候間、不通ニ罷り成らず候。陸通り候ハハ、其家主・家老又は留守居の慥成証文持参致し候ハハ、これ相通シ候旨と

■申し付け、右の手負乗セ候舟早速戻シ申し候。右の通り廻番原条助参り合せ委細聞かされ、御月番下河邊新七殿江物語致され置き候。

未二月廿八日

勤番 下枝席七

船橋伝太夫  
辻内安兵衛

右手負三人、土井豊前守様家来酒井十兵衛証文松田彦次郎様家名切して見られずへ辻右エ門証文持参致し候ニ付、留置場切して見られずへ清左エ門殿へ辻内安兵衛右の下同前相窺い候所、陸相通り候申すべく旨仰せ付け下され、同前手負三人外二百性七人吟味致し相通し申し候。

右の通り証文二通対し筆筒江入り置き申し候。

三月朔日夜

平手喜兵衛  
石塚清助  
辻内安兵衛

註

- (1) 負傷。
- (2) 土井利良。父・利直は土井大炊頭利勝（古河藩主）の五男である。
- (3) 「樺崎」と書く。現在は栃木県足利市である。
- (4) 渡良瀬川の左岸にあり、現在は栃木県足利市猿田町に位置する。元禄三年（一六九〇）の河岸吟味に関する記録によると、猿田河岸は公認され、江戸まで川道三十七里・運賃四分と定められていた。
- (5) 幕府の政務及び裁判における機関。一般に、三奉行（寺社・町・勘定）が裁判の審議をおこなった。
- (6) 関宿藩士。家禄百五十石。



(7) 関宿藩士で、旗奉行。家禄二百石。  
(8) 関宿藩士。家禄二百石。

公儀ヨリ御触れの覚え

覚え

沼邊領、世田ヶ谷領、中野領、戸田領、平柳領、淵江領、八条領、葛西領、品川領

正徳六丙申

右の所々古来の通り御留場成り候間、万事先規の如く相心得候様ニ御領私(領)共ニ申し達せらるべく候。並びに右の場所与り四・五里の間、鳥をとりし申さず候様是又申し達せらるべく候。右書付御勘定奉行江相渡し通達し候処、いまだ雑(殺カ)生いたすものこれ在り候様ニ相聞こえ候間、向後(きようご)猶停止し以て候私領ハ地頭与り堅く申し付くべく候。近辺の御代官所与り手代相廻シ私領迄逐に吟味すべく候間、其の意得るべく旨、右の場所ニ知行在り候面々へ相達せらるべく候。以上。

申ノ九月

最前相達し候御留場ニ而今以て殺生いたす者これ在り候様相聞こえ不届き候。御領の分ハ御代官ヨリ急度申し付け、絶えず手代相廻し候。逐に吟味殺生いたす者見懸けいたし召(まねき)からめ候様ニ申し付けらるべく候。船頭の分茂小給の面々ニハ承り来たり、相廻シ候儀成り難たく候間、近辺の御代官・手代私領迄相廻し、御料同所ニ吟味とけ候様ニ申し渡さるべく候。以上。

九月

註

(1) 江戸近郊の鷹場。

(2) 江戸時代の鷹場。領域は荒川の北岸に位置し、埼玉県川口市の南部を中心とする鳩ヶ谷市・東京都足立区の一部

に広がる地域であった。  
(3) 江戸近郊の鷹場。領域は東京都足立区一帯の地域であった。

(4) 狩獵場。

(5) 鷹狩。

正徳五乙未四(五)月於いて

日光山東照宮百年御忌御法度ニ付、御登山御大名様方

御火ノ番

井伊兵部少輔様

榊原式部大輔様

植村右衛門佐様

松平隼人正様

九鬼丹後守様

金森出雲守

青蓮院御門跡御馳走仰せ付けらる登山、妙法院御門跡御馳走仰せ付けらる登山

日光御用

右出雲守様江御家来牛丸宗門・南部源藏証文足輕兩人持参致し候所、先達而御家来判鑑来たらず候ニ付、右の証文にて者相通り難く、御月番新七殿江横部源藏罷り越し相伺い候処、御案内にて先達而御断りもこれ無く、武器類もこれ無く上ハ、右証文ハ差し戻し、舟宿手形にて相通し然るべく由、新七殿・清左衛門殿江御相談の上、源藏江委細仰せ聞かされ候故、内河岸清左衛門舟手形にて相通し申し候。

未四月五日

当番 森平利助

服辺又平

横源源藏

右の荷物幕串十五本、長持五棹、屏風箱八駄、荷三十五固

おわりに

正徳五乙未年

松平大隈守様  
松平対馬守様

本史料は、野田市(旧関宿町)横田家が所有している文書で、現在当館に寄託されている。解説が難しい文字については『千葉県の歴史 資料編 近世六(下総二)』を参考にした。また、用語についてはなるべく語意を記した。

参考文献

江戸町与り江川村ノ内沖ノ谷へ参り候。長舟ニテ、作場江参り候女北番ヨリ見へ兼ね候ニ付、廻り番安井源左衛門を以て伺い候所、今ニ至り停止候而ハ難儀ニ及ぶべく候間、江戸町人別之連判証文を町奉行奥書ニ印形至され御関所江遣わし置き候ニ致すべく旨、御年寄中仰せ聞かされ候由、今ニ御用筆筒ニこれ有り。

未八月二日

当番 森平利介

石塚清助

坂本仁右衛門

註

- (1) 井伊直興。江戸時代中期の大老で、掃部頭。
- (2) 榊原政邦(一六七五—一七二六)。
- (3) 皇族などが出家して居住する特別寺院を門跡という。京都市東山区にある門跡寺院で「しようれんにん」ともいう。
- (4) 京都市東山区にある天台宗の門跡寺院。
- (5) 第十六代関宿藩主・久世重之。
- (6) 下河邊新七。
- (7) 亀井清左衛門。
- (8) 関宿藩士。家禄二百五十石。

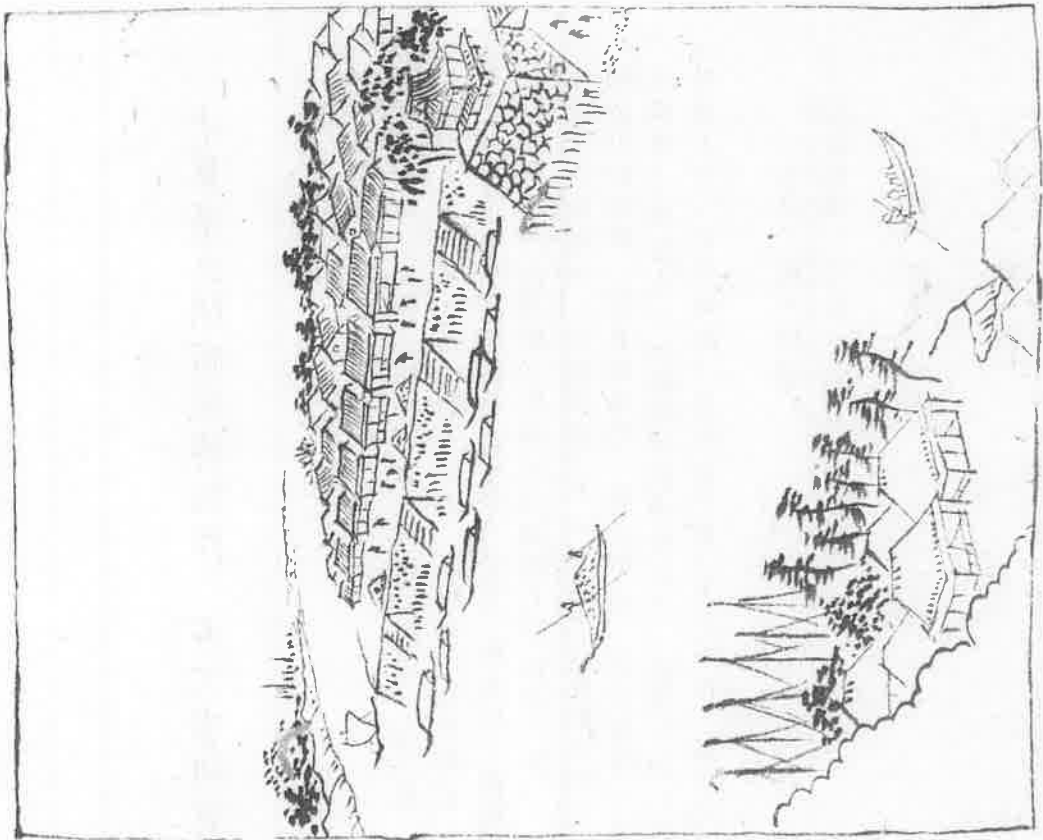
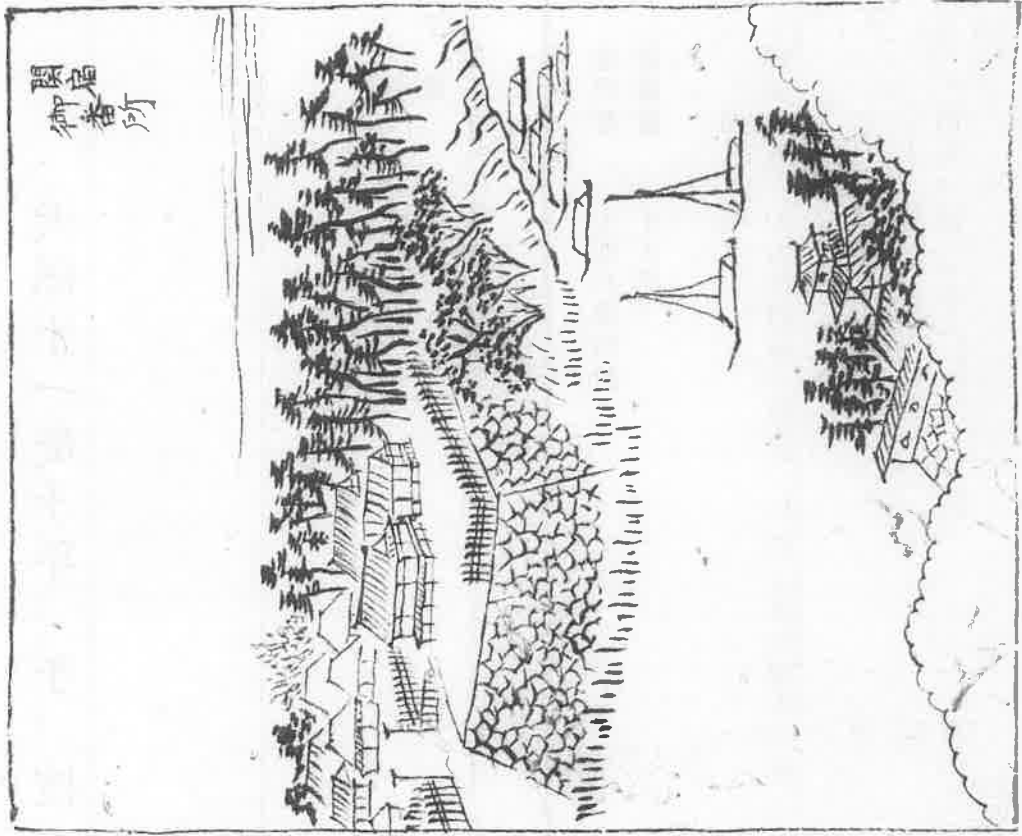
- 『千葉県の歴史 資料編 近世六(下総二)』 平成十七年三月二十五日発行 千葉県  
『新訂寛政重修諸家譜』 平成三年三月十五日第六刷発行(株)続群書類従完成会  
『国史大辞典』 平成二年四月一日発行 吉川弘文館  
『角川日本地名大辞典』 昭和五十四年一月十日発行(株)角川書店  
『関宿世祿の記』 平成十一年四月一日初版発行  
著者中村正己

(なかむら・まさみ 当館展示協力員)

「裏書」

関宿台町

横田古好



関宿関所（宮負定雄『下総名称図絵』〔株〕国書刊行会より転載）